

さいたま市監査委員告示第56号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年1月6日付けさいたま市監査委員告示第3号で公表した定期監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和3年5月7日

さいたま市監査委員	大	矢	幸	子
同	工	藤	道	弘
同	伊	藤		仕
同	松	下	壮	一

指摘事項等措置報告書

下水道事業会計

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>さいたま市水洗便所改造資金貸付金の債権回収事務において、延滞金を徴収していなかったため、さいたま市債権管理条例第9条及びさいたま市水洗便所改造資金貸付条例第5条第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: center;">【北部建設事務所下水道管理課】 【南部建設事務所下水道管理課】</p> <p>2 契約事務</p> <p>下水道アセットマネジメントシステムサーバー賃貸借契約において、賃貸借契約であるにもかかわらず、さいたま市業務委託契約基準約款の定めるところにより業務委託契約が締結されていた。また、当該契約書の内容に不備が見受けられたため、さいたま市契約規則第26条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: center;">【下水道部下水道計画課】</p> <p>3 資産管理事務</p> <p>(1) 固定資産の管理において、固定資産台帳に廃棄済のものが登録されていたため、さいたま市下水道事業財務規則第8条第1項及びさいたま市下水道事業固定資産管理要領第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: center;">【下水道部下水道財務課】 【下水道部下水道維持管理課】</p>	<p>1 収入事務</p> <p>さいたま市水洗便所改造資金貸付金の債権回収事務について「水洗便所改造資金貸付金文書催告マニュアル」を改正し、延滞金の徴収を行ってまいります。</p> <p style="text-align: center;">【北部建設事務所下水道管理課】 【南部建設事務所下水道管理課】</p> <p>2 契約事務</p> <p>契約書の不備を見直しした上で、新たに賃貸借契約約款を作成し、契約相手方と賃貸借契約約款に基づく賃貸借契約を変更契約として締結しました。今後は複数名で確認を行い、適正に事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: center;">【下水道部下水道計画課】</p> <p>3 資産管理事務</p> <p>(1) 各所管において、該当資産の除却連絡表を作成し、固定資産管理を行う下水道財務課へ提出いたしました。下水道財務課において、「固定資産台帳登録一覧（ソフトウェア）」の修正を行い、会計上の処理は年度末に一括して行います。</p> <p style="text-align: center;">【下水道部下水道財務課】</p>

【北部建設事務所下水道管理課】
【南部建設事務所下水道管理課】

(2) 統合により下水処理センターから移管された備品について、統合前の備品票が貼付されているもの、備品票の貼付がないもの、同分類の複数の備品に同一の備品票が貼付されているものが見受けられた。また、統合された際、新たな備品番号を付番しなかったことにより、下水道維持管理課の備品台帳に備品番号の重複が多数見受けられたので、適正な事務処理を行うべきである。

【下水道部下水道維持管理課】

4 事業運営事務

会計年度任用職員の管理において、個人台帳及び職員別報酬台帳（賃金台帳）を作成していなかったため、労働基準法第107条及び第108条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【下水道部下水道維持管理課】

5 意見

(1) 事業運営事務について

現金に準ずる金品（切手・印紙等）について、使用頻度が極めて少ないにもかかわらず、継続して保有しているケースが多く見受けられた。

切手・印紙等を保有する所管課においては、それらの実数と台帳との確認を定期的に行うなど内部統制の取組により、適切な管理とリスク回避が求められる。使用目的が不明瞭のまま保有

【下水道部下水道維持管理課】
【北部建設事務所下水道管理課】
【南部建設事務所下水道管理課】

(2) 備品台帳の見直しを行いました。併せて、備品番号の重複分には新たな備品票を貼付しました。今後は複数人で確認の上適正な事務処理をしてまいります。

【下水道部下水道維持管理課】

4 事業運営事務

個人台帳及び職員別報酬台帳の未作成分について作成を行いました。今後は複数人で確認の上適正な事務処理をしてまいります。

【下水道部下水道維持管理課】

5 意見

(1) 当会計では、切手・印紙等については従前から使用する分をその都度調達し、在庫を継続保有しないこととしているため、下水道事業財務規則にも在庫の継続保有を前提とした管理等を規定する「たな卸資産会計」に関する条項は設定しておりません。

規則と異なり、継続保有が見られるとの御指摘を踏まえ、令和2年11月に、下水道事業関係各課の保管状況を

することによるリスクを考慮し、適切な取扱いについて検討されたい。

また、現金及び現金に準ずる金品（切手・印紙等）を資産計上していないことについて、地方公営企業法施行令第9条第1項に掲げる「地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供しなければならない」という会計の原則に則り、少額であっても、適正に資産計上することを検討されたい。

(2)内部統制体制の整備と運用について

監査の結果、各所管課における内部統制の取組は、概ね適正に実施されており、職員の内部統制に対する意識は、一定程度の認識があることが確認できた。

しかしながら、過去の監査の指摘事項等については、事務点検等の見直しにより是正又は改善の措置報告が提出されているものの、継続して実施されていないケースも見受けられ、組織としてのリスク管理が十分に機能していないことが、その要因の一つとして考えられる。

同じような不適切な事務処理を繰り返し発生させないためには、継続的に内部統制に対する意識を向上させることが重要である。各所管課においては、現行の事務処理を再度確認し、職場内での情報共有と協力体制を強化するとともに、より機能を充実させ実効性のある内部統制の取組を進められたい。

確認し、適正な調達・使用に努めるよう通知いたしました。

【下水道部下水道財務課】

(2) 過去の監査指摘事項について、是正又は改善の措置報告後も継続的に確認の機会を設け、同様の誤りがないことを確認してまいります。内部統制体制の整備と運用について、職員の意識向上のための研修を積極的に受講するとともに課内に研修内容の周知徹底を行います。また、事務処理の複数人での確認、マニュアル等に基づいた事務処理を実施し、実効性のある内部統制に取り組んでまいります。

【下水道部下水道総務課】